平成２５年（フ）第１６６２号
川崎市宮前区有馬５丁目19―10　テラッセ有馬201号室、住民票上の住所北海道江別市上江別西町56番地の８　サーム高砂参番館323号
破産者　近藤　　峻
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１４５号
札幌市東区北25条東18丁目２番14号　マインシロスⅡ201号
破産者　武藤　　恵
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２６８号
札幌市東区北40条東18丁目２番15―301号
破産者　楠野　隆彦
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３０５号
札幌市豊平区平岸３条11丁目６番20号　アベニュー平岸Ⅱ―201号
破産者　鈴木　邦功
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４号
茨城県常総市豊岡町乙189番地
破産者　堀越　照夫
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第５号
茨城県常総市豊岡町乙189番地
破産者　堀越　和子
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第９７号
茨城県古河市上辺見401番地３　パレス♯＆♭201、前住所茨城県古河市葛生259番地５
破産者　森　　章
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第５８７号
埼玉県白岡市白岡1168番地３
破産者　藤田富士男
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１５号
埼玉県熊谷市上之1981番地７　秋元ハイツ106
破産者　中山　良一
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１４０号
埼玉県熊谷市妻沼東２丁目34番地１
破産者　羽鳥　洋志
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１６４号
埼玉県深谷市上野台2352番地　ダイアパレスＢＷ深谷333号
破産者　岩越　正巳
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４２１号
静岡県藤枝市善左衛門２丁目18番地の44
破産者　齋藤　　隆
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２２号
静岡県藤枝市善左衛門２丁目18番地の44
破産者　齋藤　雅子
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４８０号
名古屋市東区徳川２丁目23番５号
破産者　原田　泰幸
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０６２号
宮城県角田市角田錦町35、開始決定時の住所名古屋市南区内田橋２丁目39番13号　寿光ハイツ株式会社コトブキ２号
破産者　福浦　直樹
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２３３号
名古屋市港区丸池町１丁目１番地の１　丸池荘４棟912号、従前の住所名古屋市中川区丹後町２丁目13番地　大島マンション５―Ｃ号
破産者　鈴木順子こと　堀田　順子
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３９３号
名古屋市名東区牧の原１丁目1308　サンコーポ牧106、住民票上の住所愛知県日進市藤塚３丁目562番地
破産者　田渡康司朗
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８８号
大阪府泉南市新家858番地の14、前住所大阪府阪南市緑ケ丘１丁目３番26号
破産者　食彩の館未来伯太店こと　中塩路善充
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４１３号
大阪府和泉市光明台３丁目２番101号棟201号室、住民票上の住所大阪府和泉市春木川町200番地
破産者　北坂　和彦
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係